栃木県立県北体育館自動販売機設置及び管理に係る仕様書

　栃木県立県北体育館への自動販売機設置及び管理を希望する事業者（以下「事業者」という）は、以下の内容を熟読され、内容を承知された上で入札に参加してください。

１　設置場所及び面積

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件№ | 設置箇所 | 設置面積 | 台数 | 種　類 |
| ④ | ２階武道場前① | 1.30㎡（1.30ｍ×1.00ｍ） | １台 | 缶・ＰＥＴ飲料 |

　※　設置面積には転倒防止板、放熱余地及び電気子メーター設置部分を含みますが、容器回収ボックス設置箇所分は含みません。

２　委託期間

　　令和６年5月１日から令和11年３月31日までの4年11ヶ月間（更新なし）

３　設置する自動販売機の仕様

　⑴　外形寸法

上記に記載されている設置面積以内とする。

　⑵　環境対策

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)及び「自動販売機設置自主ガイドライン」（日本自動販売機協会）を遵守し、「ヒートポンプ」、「真空断熱材採用」、「ＬＥＤ照明の使用」、「照明の自動消灯・調光」、「ピークカット機能」、「学習省エネ機能」、「ノンフロン冷媒採用」等エネルギー消費効率の良い、環境負荷を軽減した機種とすること。

　⑶　デザイン

周辺環境に配慮した外観色とし、利用者に配慮したユニバーサルデザインとすること。

４　販売品目等

　⑴　ノンアルコール飲料を除く密閉式容器（缶又はペットボトル）入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、販売品目については施設利用者のニーズに合わせて適宜変更を行うこと。

　⑵　スポーツのために施設を利用する者への販売を目的としているため、適切な水分補給がしやすいよう、商品の販売価格は希望小売価格からペットボトル飲料は20円、缶飲料は10円を減じた金額とすること。

５　自動販売機の設置、管理、運営等

　⑴　安全対策

　　①　転倒防止

　　　　「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。

　　②　食品衛生

　　　　「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

　　③　防犯

　　　　硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内装置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

　⑵　管理運営

　　①　事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充を行うこと。なお、商品の補充は集客が見込まれる週末までに行い、施設から指示があった場合は速やかに補充を行うこと。

②　事業者において、消費期限の確認など、安定した品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

③　事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

④　事業者は、販売する商品の種類について、施設管理者の指示に従うとともに、変更が生じる場合は、事前に施設管理者に連絡し、その指示に従うこと。また、事業者は施設管理者の求めに応じ、その他の必要事項について、随時報告するものとする。

⑤　自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行い、常に清潔を保つこと。

⑶　使用済み容器の回収

　①　回収ボックスは原則として施設備え付けのものを利用すること。

　②　使用済み容器の処理に当たっては、容器包装リサイクル法（平成７年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理をすること。

　③　自動販売機が他社のものと併設となる場合には、事業者及び施設管理者間で協議し、責任を明確にした上で、自社・他社、持ち込みを問わず、月ごとにローテーションにより回収・処理を行うこと。

　④　回収頻度は、回収ボックスから空き容器が溢れないよう、十分に配慮することとし、施設側から指示があった場合は、速やかに回収を行うこと。

６　費用負担

⑴　電気料

　　　事業者が自動販売機ごとに自ら設置したメーター（計量法（平成４年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、栃木県が定めた「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の取り扱い（平成８年３月２８日管第３５２号総務部長通知）」の規定を準用して計算した額を大田原市が発行する納入通知書により、指定期日までに納入することとする。

　⑵　自動販売機の設置及び維持管理に係る費用

自動販売機の設置及び撤去費用、電気使用量を計測するために設置する子メーターの設置及び撤去費用、その他自動販売機の維持管理に係る費用は、すべて事業者の負担とする。

７　自動販売機に伴う事故

自動販売機に起因する事故については、栃木県立県北体育館の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

８　商品等の盗難及び破損

　⑴　設置した自動販売機に係る商品及び現金等に盗難があった場合、栃木県立県北体育館の責に帰する事由による場合を除き、栃木県立県北体育館はその責を負わない。

　⑵　設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

９　現状復旧

　　委託期間満了又は契約解除等により自動販売機を撤去する場合は、施設管理者が指定する期日までに原状回復をしなければならない。